

家族の状況を証明する書類（保育認定の場合のみ）

認定事由	区 分	家族の状況を証明する書類
就 労	就労(自営親族経営以外)	・家族の状況証明書【就労用】 ※会社の証明が必要になります
	自営・親族経営	[全員] ・家族の状況証明書【就労用】 [本人が代表者の場合] ・前年の確定申告書B(第一表、第二表の写し) もしくは営業証明書等事業の運営状況が確認できる書類等の写し [本人以外が代表者の場合] ・就労先の健康保険証(市町村国民健康保険及び配偶者等の扶養に入っている保険証は不可)もしくは直近1か月の給与明細等就労状況がわかるものの写し [家族従事者(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)] ・雇用証明書等雇用されていることがわかる書類 自営の手伝いは不可。あくまで就労のため雇用されていること
	農業	・家族の状況証明書【就労用】 ・農業申告をしている事業主の前年の確定申告書B(第一表、第二表の写し)
	内職	・家族の状況証明書【就労用】 ・支払い明細書の写し
出 産	すべての方 (産前6週間から産後8週間の期間の属する月まで)	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・母子健康手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し
障 が い	身体障害者手帳 1・2・3 級 療育手帳 A・B 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・療育手帳(※1)
	その他	・家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
疾 病	すべての方	家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
同居親族(長期入院含む)の 介護・看護	身体障害者手帳 1・2・3 級 療育手帳 A・B 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 要介護 1・2・3・4・5	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・療育手帳 ・介護保険被保険者証の写し
	その他	・家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
災害復旧	すべての方	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・罹災証明書
求職活動	すべての方 (短時間認定及び3か月間のみ)	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・求職中に伴う保育利用申立書
就 学	すべての方	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・在学証明書または合格通知及び時間割の写し

※1 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバー制度の情報連携により提出は不要です。

※2 「家族の状況証明書(就労以外用)」下部の診断書をご利用ください。

「家族の状況証明書【就労以外用】」は、該当者のみお渡ししていますので、必要な方は、園または子育て推進課窓口にてお申し出ください。

保育認定による入園申込みの際には、上記の添付書類が必要になります。これらは、家庭において保育できない理由を確認するために必要な書類で、保護者(父、母)の方について提出していただきます。ただし、家族の構成や保育を必要とする理由など、家庭の状況によって必要な書類が異なります。(おじ、おば、祖父母、曾祖父母、同居の友人などは、原則として対象となりません。)